



平成 22 年 5 月 17 日

各 位

会社名 東京計器株式会社  
代表者 取締役社長 脇 憲一  
(コード番号 7721 東証第 1 部)  
問合せ先 管理部長 川東 春樹  
(TEL 03-3732-2111)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の臨時取締役会において、定款一部変更の件について、平成 22 年 6 月 29 日開催予定の第 79 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 1. 定款変更の理由

##### (1) 相談役の廃止

当社では平成 17 年 6 月をもって相談役が空席となっているため、現状を反映して定款においても相談役に関する文言の削除を行うものであります。

##### (2) 役員責任限定契約制度の創設

社外取締役又は社外監査役が、期待される役割・機能を十分に発揮できるようにすること、並びに社外取締役又は社外監査役として有用な人材を迎えることができるようにするため、会社法第 427 条第 1 項に基づき、社外取締役又は社外監査役の責任を、法令の定める範囲内で責任を限定する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。

##### (3) その他、条文の新設に伴い条文番号を順次繰り下げるほか、これに伴う所要の変更を行うものであります。

#### 変更案

現 行 定 款	修 正 事 項
第 35 条 (顧問、相談役) 取締役会において必要と認めるときは顧問あるいは相談役若干名を置くことができる。その選任及び報酬は取締役会決議をもって定める。  (新設)	第 35 条 (顧問) 取締役会において必要と認めるときは顧問若干名を置くことができる。その選任及び報酬は取締役会決議をもって定める。  第 36 条 (社外取締役との責任限定契約) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 500 万円以上であらかじめ当社が定めた金額または同法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。
第 36 条～第 44 条 (記載省略)  (新設)	第 37 条～第 45 条 (現行第 36 条～第 44 条のとおり)  第 46 条 (社外監査役との責任限定契約) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することがで

<p>第45条～第51条 (記載省略)</p>	<p><u>きる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ当社が定めた金額または同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第47条～第53条 (現行第45条～第51条のとおり)</p>
-----------------------------	--

2. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成22年6月29日  
定款変更のための効力発生予定日 平成22年6月29日

以 上